

# 神戸市歴史公文書選別基準

令和8年5月26日

神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第28号。以下「条例」という。）第7条第5項の規定に基づき、歴史公文書に該当するかどうかを決定するための基準を次のとおり定める。

なお、保存期間が満了した歴史公文書のうち、条例第10条の規定により引き続き保存又は移管するものについては、神戸市歴史公文書館において特定歴史公文書として保存する。

## 1 基本的な考え方

市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、次の各号のいずれかに該当する情報が記録された公文書を歴史公文書とする。

- (1) 本市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報
- (4) 本市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報

## 2 具体的な選別基準

「1 基本的な考え方」に基づき、歴史公文書として選別する公文書は、次の各号に該当する公文書のうち、原則として保存期間が「30年」とされているものとする。

- (1) 市政の基本方針又は基本的な計画の策定又は実績に関するもの
- (2) 条例、規則又は訓令の制定又は改廃に関するもの
- (3) 告示、公告、要綱その他これに類するものの制定又は改廃に関するもの
- (4) 市会の議案に関するもの
- (5) 附属機関又は有識者会議に関するもの
- (6) 請願、陳情又は要望に関するもの
- (7) 市、行政区、町又は字の区域又は名称に関するもの
- (8) 予算、決算又は財政状況に関するもの
- (9) 組織又は人事に関するもの
- (10) 公共事業の実施に関するもの
- (11) 公有財産の取得、処分又は管理に関するもの
- (12) 個人又は法人の権利義務の発生又は消滅に関するもの
- (13) 訴訟又は不服申立てに関するもの
- (14) 行事又はイベントに関するもの
- (15) 国際交流事業に関するもの
- (16) 市民等の功績に関するもの
- (17) 調査、研究又は統計に関するもの

- (18) 本市域内の災害等に関するもの
- (19) 本市が関与した団体等の設置又は廃止に関するもの
- (20) 国、県又は他市町村との協議に関するもの
- (21) 市の沿革に関するもの
- (22) その他、前各号に準じて本市の主要な活動又は社会情勢を跡付けるものとして必要と認められるもの

### 3 選別に当たっての留意事項

- (1) 昭和 30 年以前に作成された公文書は、その内容にかかわらず、すべて歴史公文書とする。
- (2) 次に掲げる公文書は、歴史公文書に該当しないものとする。
  - ア 定型的な庶務事務に関するもの
  - イ 定型的な業務に伴い作成される経理事務に関するもの
  - ウ 個人情報为主体で同種のものが大量に存在するもの
  - エ 契約期間の長期性又は事務処理上の必要性の理由のみで、保存期間が「30 年」とされているもの

### 4 補則

この基準に定めるもののほか、歴史公文書の選別に関し必要な事項は、総括公文書管理者が別に定める。

#### 附 則

この基準は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。